○農林水産省告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市高倉字大山三の二三、三の九二、三の二二・三の九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大山三の二二、三の九一、三の二三・三の九二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市大分字ソバ九八二の一八・九八二の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ソバ九八二の一八（次の図に示す部分に限る。）、九八二の一九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
阪神内燃機工業株式会社　明石工場	兵庫県明石市貴崎５丁目８番70号	内燃機関（シリンダの径が600ミリメートル未満のものに限る。）	平成24年２月26日から平成29年２月25日まで
〃	〃	プロペラ（可変ピッチプロペラに限る。）	〃
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	スラスト軸	〃
〃	〃	プロペラ軸	〃
〃	〃	船尾管（オイルバス式のものを除く。）	〃

○国土交通省告示第二百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川菊池川水系菊池川改修工事（熊本県玉名郡和水町江田字川原地内から同町藤田字内津留地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　熊本県玉名市月田字向津留地内

熊本県玉名郡和水町江田字川原及び字氏無、原口字橋口、字六田及び字津留、藤田字下津留、字上津留、字中津留及び字内津留並びに前原字内津留地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県玉名郡和水町江田字川原地内から同町藤田字内津留地内までの左岸延長1,380ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川菊池川水系菊池川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一級河川菊池川水系菊池川（以下「菊池川」という。）は、熊本県阿蘇市の深葉山を水源とし、支川の迫間川、合志川、岩野川等と合流しながら、菊鹿盆地を貫流し、玉名平野に入り、支川の木葉川及び繁根木川と合流し有明海に注ぐ、幹川流路延長71㎞、流域面積996㎢に及ぶ河川である。

菊池川は、その流域に熊本県北部の主要都市である菊池市、山鹿市及び玉名市を擁し、治水上重要な河川となっているが、その流域は、年平均降雨量が約2,200㎜に達する多雨地域であることなどから、たびたび洪水に見舞われており、平成２年７月の梅雨前線に伴う豪雨では、死者１名、全・半壊家屋22戸、浸水家屋2,227戸の甚大な被害が発生している。

菊池川水系の治水対策は、平成20年３月に菊池川水系河川整備基本方針が、平成23年９月に菊池川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、年超過確率１／30年規模の洪水に対応し、基準地点である玉名における目標流量を3,700㎥／秒とし、そのうち100㎥／秒を竜門ダムで調節し、3,600㎥／秒（以下「河道配分流量」という。）を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、河道配分流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることなどから、その影響は軽微なものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。